# 経営系専門職大学院基準の改定について (新旧対照表及び改定の理由・内容)

2017 (平成 29) 年 1 月 27 日 公益財団法人 大学 基準 協会

# I.「凡例」及び「経営系専門職大学院基準について」

新	IB	改定の理由・内容
凡例	凡例	
関連法令等を以下のように略 <u>す</u> 。	<u>本基準において、</u> 関連法令等を以下のように略 <u>した</u> 。	他の専門職大学院基準に
「学 教 法」:学校教育法	「学 教 法」:学校教育法	合わせ、変更する。
「学教法施規」 : 学校教育法施行規則(昭和 22 年文 部省令第 11 号)	「学教法施規」 : 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)	
「大 学」: 大学設置基準(昭和 31 年文部省令 第 28 号)	「大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)	
「大学院」:大学院設置基準(昭和49年文部省 令第28号)	「大学院」:大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)	
「専 門 職」:専門職大学院設置基準(平成 15 年 文部科学省令第 16 号)	「専 門 職」:専門職大学院設置基準(平成15年 文部科学省令第16号)	
「告示第 53 号」 : <u>専門職大学院設置基準第 5 条第 1 項</u> 等の規定に基づく専門職大学院に関	「告示第 53 号」 : <u>平成 15 年文部科学省告示第 53 号</u> (専門職大学院に関し必要な事項	
<u>し必要な事項について定める件(平</u> 成15年文部科学省告示第53号)	<u>について定める件</u> )	

# 経営系専門職大学院基準について

(1) 経営系専門職大学院基準は、大学基準協会(以下「本協 会」という。)が、経営系専門職大学院の認証評価を行う ために設定したものである。

本基準が対象とする経営系専門職大学院とは、以下の要 件を備えた大学院をいう。

- ① 優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本 とし、企業やその他の組織のマネジメントに必要な 専門的知識を身につけ、高い職業倫理観とグローバ ルな視野をもった人材の養成を基本的な使命 (mission) としていること。
- ② 授与する学位名称が、経営(学)修士(専門職)、経 営管理(学)修士(専門職)、国際経営(学)修士(専 門職)、会計(学)修士(専門職)、ファイナンス修 士 (専門職)、技術経営(学)修士 (専門職) 又はこ れらに相当する名称のものであること。
- (2) 本協会は、これまで、大学が教育研究の適切な水準の維 持・向上を図るための指針として、本協会が行う大学評価 の基準である「大学基準」をはじめ、諸基準の設定・改定 を行ってきた。

経営系専門職大学院基準は、「大学基準」を頂点とする 本協会諸基準の中に位置づけられるものである。

# 経営系専門職大学院基準について

(1) 経営系専門職大学院基準は、大学基準協会(以下「本協 会」という。) が経営系専門職大学院の認証評価機関とし て経営系専門職大学院の認証評価を行うために設定され たものである。

本基準が対象とする経営系専門職大学院とは、以下の要 件を備えた大学院をいう。

- ① 優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本 とし、企業やその他の組織のマネジメントに必要な 専門的知識を身につけ、高い職業倫理観とグローバ ルな視野をもった人材の養成を基本的な使命 (mission) としていること。
- ② 授与する学位名称が、経営(学)修士(専門職)、経 営管理(学)修士(専門職)、国際経営(学)修士(専 門職)、会計(学)修士(専門職)、ファイナンス修 士 (専門職)、技術経営(学)修士 (専門職) 又はこ れらに相当する名称のものであること。
- (2) 本協会は、大学が適切な教育研究の水準の維持・向上を | 他の専門職大学院基 図るための指針として、同時に本協会が行う大学評価の基 準に合わせ、変更する。 準として「大学基準」をはじめ、諸基準の設定・改定を行 ってきた。

経営系専門職大学院基準は、大学基準を頂点とする本協士 会諸基準の中に位置づけられるものである。

他の専門職大学院基 準に合わせ、変更する。

(3) 経営系専門職大学院基準は、以下の8つの大項目で構成 されている。

1 使命・目的・戦略 4 学生の受け入れ

2 教育の内容・方法・成果 5 学生支援

(1) 教育課程・教育内容 6 教育研究等環境

(2) 教育方法

7 管理運営

(3) 成果

8 点検・評価、情報公開

3 教員・教員組織

(4) 基準の各大項目は、項目ごとに示した「本文」及び「評 価の視点」により構成されている。

「本文」は、経営系専門職大学院に課せられた基本的な 使命 (mission) を果たし、さらに、それぞれの経営系専 門職大学院固有の目的(以下「固有の目的」という。)を 実現するために必要な要素について、大綱的に定めたもの である。

「評価の視点」は、「本文」に定められた要素を満たす にあたって必要とされる諸点について、より具体的に定め たものであり、以下で記述するように、それぞれの性質に 応じてF群 (Fundamental)、L群 (Legal) 及びA群 (Advanced) に区分される。

この「評価の視点」には、次の2つの機能がある。

第一に、各経営系専門職大学院が自己点検・評価活動を 行う際に確認する具体的な視点としての機能、第二に、本

(3) 経営系専門職大学院基準は、以下の8つの大項目により 構成されている。

1 使命・目的・戦略 4 学生の受け入れ

2 教育の内容・方法・成果等 5 学生支援

(1) 教育課程等

6 教育研究環境

(2) 教育方法等 7 管理運営

(3) 成果等 8 点検・評価、情報公開

3 教員・教員組織

(4) 基準の各大項目は、項目ごとに示した「本文」及び「評 価の視点」により構成されている。

「本文」は、経営系専門職大学院に課せられた基本的な 使命(mission)を果たし、さらに、それぞれの経営系専 門職大学院固有の目的(以下「固有の目的」という。)を 実現するために必要な要素について、大綱的に定めたもの である。

「評価の視点」は、「本文」に定められた要素を満たす にあたって必要とされる諸点について、より具体的に定め たものであり、以下で記述するように、それぞれの性質に 応じてF群 (Fundamental)、L群 (Legal) 及びA群 (Advanced) に区分される。

この「評価の視点」には、次の2つの機能がある。

第一に、各経営系専門職大学院が自己点検・評価活動を 行う際に確認する具体的な視点としての機能、第二に、本

他の専門職大学院基 準に合わせ、変更する。

協会の評価者が経営系専門職大学院認証評価を行う際に 確認する具体的な視点としての機能である。

以上を踏まえて、各経営系専門職大学院は、本協会の経営系専門職大学院認証評価に申請する際に実施する自己点検・評価において、各「評価の視点」を確認し、その結果を点検・評価報告書として「本文」の趣旨に沿って取りまとめることが求められる。一方、本協会の評価者は、原則として、各「評価の視点」を確認したうえで「本文」の趣旨が満たされているか否かの評価を行うこととなる。

◆「評価の視点」は、以下の3つに区分される。

#### 【F群 (Fundamental)】

経営系専門職大学院に求められる基本的事項

ここでは、経営系専門職大学院に求められる基本的事項を満たしているかについての評価を行う。すなわち、優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本とし、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識を身につけ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成という基本的な使命(mission)を果たしているか、またこの基本的な使命を果たすために必要な組織を有し、それが適切に運営され、有効な教育研究活動が行われているかに焦点をおいた評価である。

- ・この事項についての評価は、「概評」において記述する。 その上で、「提言」において以下の指摘を行うことがある。
- ① 基本的な使命 (mission) を実現するための取り組み として成果が上がっている、又は機能している場合

協会の評価者が経営系専門職大学院認証評価を行う際に 確認する具体的な視点としての機能である。

以上を踏まえて、各経営系専門職大学院は、本協会の経営系専門職大学院認証評価に申請する際に実施する自己点検・評価において、各「評価の視点」を確認し、その結果を点検・評価報告書として「本文」の趣旨に沿って取りまとめることが求められる。一方、本協会の評価者は、原則として、各「評価の視点」を確認したうえで「本文」の趣旨が満たされているか否かの評価を行うこととなる。

◆「評価の視点」は、次の3つに区分される。

#### 【F群 (Fundamental)】

経営系専門職大学院に求められる基本的事項

ここでは、経営系専門職大学院に求められる基本的事項を満たしているかについての評価を行う。すなわち、優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本とし、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識を身につけ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成という基本的な使命(mission)を果たしているか、またこの基本的な使命を果たすために必要な組織を有し、それが適切に運営され、有効な教育研究活動が行われているかに焦点をおいた評価である。

- ・この事項についての評価は、「概評」において記述する。 その上で、「提言」において以下の指摘を行うことがある。
- ① 基本的な使命(mission)を実現するための取組みとして成果が上がっている、又は機能している場合は、

他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。

は、当該事項を〈長所〉に付す。

② さらなる取り組みが必要な場合は、当該事項を〈検 討課題〉に付す。ただし、問題がある場合には、当 該事項を〈勧告〉に付す。

#### 【L群 (Legal)】

経営系専門職大学院に関わる法令事項

ここでは、それぞれの経営系専門職大学院が、専門職大学 院設置基準等の関連法令を遵守しているかについて評価を行 う。

原則として、「評価の視点」の後に()で根拠となる経営 系専門職大学院関連法令の名称と該当条文を示している。

- ・この事項についての評価は、「概評」において記述する。 その上で、「提言」において以下の指摘を行うことがある。
- ① 問題がある場合は、当該事項を〈勧告〉に付す。た だし、軽微な問題である場合は、当該事項を〈検討 課題〉に付す。

#### 【A群 (Advanced)】

当該経営系専門職大学院固有の目的に基づき、 その特色を伸長するために必要な事項

ここでは、固有の目的を実現するために、それぞれの経営 系専門職大学院が取り組んでいる特色や強みなどに関する評 価を行う。

・この事項についての評価は、「概評」において記述する。

当該事項を〈長所〉に付す。

② さらなる取組みが必要な場合は、当該事項を〈検討 |他の専門職大学院基 課題〉に付す。ただし、問題がある場合には、当該 | 準に合わせ、変更する。 事項を〈勧告〉に付す。

#### 【L群(Legal)】

経営系専門職大学院に関わる法令事項

ここでは、それぞれの経営系専門職大学院が、専門職大学 院設置基準等の関連法令を遵守しているかについて評価を行 う。

原則として、「評価の視点」の後に()で根拠となる経営 系専門職大学院関連法令の名称と該当条文を示している。

- ・この事項についての評価は、「概評」において記述する。 その上で、「提言」において以下の指摘を行うことがある。
- ① 問題がある場合は、当該事項を〈勧告〉に付す。た だし、軽微な問題である場合は、当該事項を〈検討 課題〉に付す。

#### 【A群 (Advanced)】

当該経営系専門職大学院固有の目的に基づき、 その特色を伸長するために必要な事項

ここでは、固有の目的を実現するために、それぞれの経営 系専門職大学院が取り組んでいる特色や強みなどに関する評 価を行う。

・この事項についての評価は、「概評」において記述する。

その上で、「提言」において以下の指摘を行うことがある。

- ① 固有の目的を実現するための取り組みとして成果が 上がっている、又は機能していると評価できる場合 は、当該事項を〈長所〉に付す。
- ② 取り組みとして〈長所〉とまでは評価できないが、 固有の目的に即した特色ある取り組みとして評価で きる場合は、当該事項を〈特色〉に付す。
- ③ さらなる取り組みが必要と判断される場合には、当 該事項を〈検討課題〉に付す。
- ◆F群、L群及びA群を表にまとめると以下のようになる。

評価の視点	<u>F群</u>	<u>L群</u>	<u>A群</u>	
<u>の区分</u>	(Fundamental)	(Legal)	(Advanced)	
評価の視点に関わ	経営系専門職大学	経営系専門職	当該経営系専門職	
る事項	院に求められる基	大学院に関わ	大学院固有の目的	
	本的事項	る法令事項	に基づき、その特色	
			を伸長するために	
			必要な事項	
評価における提言	• 長所	• 勧告	• 長所	
	• 検討課題	(ただし、状況	• 特色	
	(ただし、問題が	によっては	• 検討課題	
	ある場合は勧告)	検討課題)		

その上で、「提言」において以下の指摘を行うことがある。

- ① 固有の目的を実現するための取組みとして成果が上 がっている、又は機能していると評価できる場合は、準に合わせ、変更する。 当該事項を〈長所〉に付す。
- ② 取組みとして〈長所〉とまでは評価できないが、固 | 他の専門職大学院基 **有の目的に即した特色ある取組みとして評価できる** ↓ 準に合わせ、変更する。 場合は、当該事項を〈特色〉に付す。
- ③ さらなる取組みが必要と判断される場合には、当該 他の専門職大学院基 事項を〈検討課題〉に付す。

◆F群、L群及びA群を表にまとめると以下のようになる。

評価の視点	評価の視点に関わる事項	評価における提言
<u>の区分</u>		
<u>F 群</u>	経営系専門職大学院に求められる基	• 長所
(Fundamental)	本的事項	• 検討課題
		(ただし、問題が
		ある場合は勧告)
<u>L群</u>	経営系専門職大学院に関わる法令事	• 勧告
(Legal)	項	(ただし、状況に
		よっては検討課題)
A群	当該経営系専門職大学院固有の目的	• 長所
(Advanced)	に基づき、その特色を伸長するために	•特色
	必要な事項	• 検討課題

他の専門職大学院基

準に合わせ、変更する。

(5) 認証評価結果に付される提言のうち、「長所」及び「特色」については、日本の経営系専門職大学院の全体の水準を上げることを企図すると同時に、それぞれの経営系専門職大学院が取り組んでいる特色や強みを進展させることを目的に付すものであり、評価結果を受領した半年後に「JUAAビジネス・スクールワークショップ」において発表を求めることとする。

これに対して、「勧告」及び「検討課題」については、 経営系専門職大学院に対して、「改善計画」及び「課題 解決計画」を立て、その具体的な改善措置を講じること を求める事項について付すものであり、評価結果を受領 した半年後に経営系専門職大学院認証評価委員会にお いて、「改善計画」及び「課題解決計画」の総合的な説 明(プレゼンテーション)を求めることとする。

なお、「勧告」については、「改善計画」を説明した2 年後に提出を求める改善報告書では、改善が適切に完了 していることを前提に、認証評価結果で指摘されるに至った経緯・経過、「改善計画」及びその後の改善完了状 況を報告することが義務づけられる。

(6) 経営系専門職大学院の認証評価の結果は、「勧告」の状況を総合的に判断し、経営系専門職大学院基準に適合しているか否かを判定する。なお、経営系専門職大学院に重大な問題が認められた場合は、経営系専門職大学院基準に適合していないものと判定する。

(※) 経営系専門職大学院の認証評価の結果は、「勧告」の 状況を総合的に判断し、経営系専門職大学院基準に適 合しているか否かを判定する。なお、経営系専門職大 学院として重大な問題が認められた場合は、経営系専 門職大学院基準に適合していないものと判定する。

認証評価結果に付される提言のうち、「長所」及び「特色」については、日本の経営系専門職大学院の全体の水準を上げることを企図すると同時に、それぞれの経営系専門職大学院が取り組んでいる特色や強みを進展させることを目的に付すものであり、評価結果を受領した半年後に「JUAAビジネス・スクールワークショップ」において発表を求めることとする。

三れに対して、「勧告」及び「検討課題」については、経営系専門職大学院に対して、「改善計画」及び「課題解決計画」を立て、その具体的な改善措置を講じることを求める事項について付すものであり、評価結果を受領した半年後に経営系専門職大学院認証評価委員会において、「改善計画」及び「課題解決計画」の総合的な説明(プレゼンテーション)を求めることとする。なお、「勧告」については、「改善計画」を説明した2年後に提出を求める改善報告書では、改善が適切に完了していることを前提に、認証評価結果で指摘されるに至った経緯・経過、「改善計画」及びその後の改善

完了状況を報告することが義務づけられる。

# Ⅱ. 経営系専門職大学院基準

※評価の視点番号の変更に関しては、「改定の理由・内容」において言及しない。

新	IB	改定の理由・内容
経営系専門職大学院基準	経営系専門職大学院基準	
平成 19 年 9 月 11 日決定	平成 19 年 9 月 11 日決定	
平成 19 年 11 月 16 日改定	平成 19 年 11 月 16 日改定	
平成 20 年 1 月 18 日改定	平成 20 年 1 月 18 日改定	
平成 24 年 1 月 20 日改定	平成 24 年 1 月 20 日改定	
平成 28 年 1 月 29 日改定	平成 28 年 1 月 29 日改定	
平成 〇年 〇月 〇日改定		
1 使命・目的・戦略	1 使命・目的・戦略	
項目1:目的の <u>設定及び</u> 適切性	項目1:目的の適切性	他の専門職大学院基
経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命(mission)	経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命(mission)	準に合わせ、変更する。
とは、優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本と	とは、優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本と	
し、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識	し、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識	
を身につけ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人	を身につけ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人	
材の養成である。	材の養成である。	
各経営系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、そ	各経営系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、そ	
れを設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程	れを設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程	
の目的に適った固有の目的(以下「固有の目的」という。)を	の目的に適った固有の目的(以下「固有の目的」という。)を	
<u>学則等に</u> 定めることが必要である。また、固有の目的には、	定めることが必要である。また、固有の目的には、各経営系	他の専門職大学院基
各経営系専門職大学院の特色を反映していることが望まし	専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。	準に合わせ、変更する。
V,		

1-1 経営系専門職大学院に <u>共通に</u> 課せられた基本的な使命	1-1 経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命のもと、	他の専門職大学院基
のもと、固有の目的を設定 <u>してい</u> ること。	固有の目的を設定 <u>す</u> ること。	準に合わせ、変更する。
F群	F群	
1-2 固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとす	1-2 固有の目的は、専門職学位課程の目的に適ったもの <u>であ</u>	他の専門職大学院基
ること。(「専門職」第2条第1項)		準に合わせ、変更する。
L群	L群	
	2 11	
1-3 固有の目的を学則等に定めていること。	<u>(</u> 移動)_	他の専門職大学院基
_(「大学院」第1条の2)_		準に合わせ、評価の視
L群		点 1-6 から移動する。
1-4 固有の目的には、どのような特色があるか。	   1-3   固有の目的には、どのような特色があるか。	
A群	A群	
1	( A 4 H )	
項目2:目的の周知	項目2:目的の周知	
各経営系専門職大学院は、固有の目的を教職員・学生等の	各経営系専門職大学院は、学則等に定められた固有の目的	他の専門職大学院基
学内構成員に対して周知を図ることが必要である。	をホームページや大学案内等を通じて社会一般に広く明らか	準に合わせ、変更する。
Trimmerch o characaseen signatures	にするとともに、教職員・学生等の学内の構成員に対して周	中にも行に、久久方も。
	知を図ることが必要である。	
	加を囚ることが必要である。	
	1-4 ホームページや大学案内等を通じ、固有の目的を社会一	他の専門職大学院基
	般に広く明らかにすること。(「学教法施規」第 172 条	準に合わせ、評価の視
	Ø 2)_	点 8-8 へ移動・統合す
	<u> </u>	る。

1-5 教職員・学生等の学内の構成員に対して、固有の目的の周知を図 <u>ってい</u> ること。 F群	1-5 教職員・学生等の学内の構成員に対して、固有の目的 の周知を図ること。 F群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
_(移動)_	1-6 固有の目的を学則等に定めていること。 (「大学院」第1条の2) A群	他の専門職大学院基準に合わせ、評価の視点 1-3 へ移動する。
項目3:目的の実現に向けた戦略 各経営系専門職大学院は、その固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する独自の資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成することが必要である。また、作成した戦略は、固有の目的の実現に向けて、できる限り速やかに実行することが望ましい。	項目3:目的の実現に向けた戦略 各経営系専門職大学院は、その固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する独自の資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成することが必要である。また、作成した戦略は、固有の目的の実現に向けて、できる限り速やかに実行することが望ましい。	
1-6 固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、 それに対する資源配分、組織能力、価値創造などを方向 付ける戦略を作成 <u>してい</u> ること。 F群	1-7 固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、 それに対する資源配分、組織能力、価値創造などを方向 付ける戦略を作成 <u>す</u> ること。 F群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
1-7 固有の目的の実現に向けて作成した戦略を実行しているか。 A群	1-8 固有の目的の実現に向けて作成した戦略を実行しているか。 A群	

2 教育の内容・方法・成果	2 教育の内容・方法・成果 <u>等</u>	他の専門職大学院基
		準に合わせ、変更する。
(1)教育課程 <u>・教育内容</u>	(1)教育課程 <u>等</u>	他の専門職大学院基
		準に合わせ、変更する。
<u>(移動・統合)</u>	項目 4 :学位授与方針	他の専門職大学院基
	各経営系専門職大学院は、固有の目的に則して、学習成果	準に合わせ、項目4へ
	<u>を明らかにするため、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)</u>	移動・統合する。
	<u>を立てることが必要である。</u>	
_(移動)_	2-1 学位授与方針は明文化され、学生に周知されているこ	他の専門職大学院基
	<u>と。</u>	準に合わせ、評価の視
	<u>下群</u>	点 2-1 へ移動する。
項目 <u>4</u> :教育課程の編成	項目 <u>5</u> :教育課程の編成	上記変更により、番号を
各経営系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するた	各経営系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するた	変更する。
め、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。	め、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。	
教育課程の編成にあたっては、経営系専門職大学院に課せ	教育課程の編成にあたっては、経営系専門職大学院に課せ	
られた基本的な使命 (mission) を果たすために、学位授与方	られた基本的な使命 (mission) を果たすために <u>も</u> 、学位授与	
針 (ディプロマ・ポリシー) を策定し、その方針を踏まえて、	方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針(カリキュラ	他の専門職大学院基
教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を <u>策</u>	ム・ポリシー)を <u>立て</u> ることが必要である。また、 <u>その</u> 方	準に合わせ、変更する。
<u>定す</u> ることが必要である。また、 <u>これらの方針については、</u>	針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、社会	
学生に周知を図ることが必要である。	からの要請に応え、高い職業倫理観とグローバルな視野をも	
<u>各経営系専門職大学院は、教育課程の編成・実施</u> 方針に基	った人材の養成に配慮することが求められる。 <u>さらに</u> 、それ	
づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、社会からの	ぞれの固有の目的を実現するために必要な科目を経営系各分	
要請に応え、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人	野に応じて、系統的・段階的に履修できるようバランスよく	

材の養成に配慮することが求められる。また、それぞれの固し 有の目的を実現するために必要な科目を経営系各分野に応じ て、系統的・段階的に履修できるようバランスよく配置する ことが必要である。そのうえで、特色の伸長のために創意工 夫を図ることが望ましい。

配置することが必要である。そのうえで、特色の伸長のため に創意工夫を図ることが望ましい。

2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化 し、学生に対して周知を図っていること。

F群

2-2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に 基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に 掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成している こと。

(「専門職」第6条)

- (1)経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命 (mission)、すなわち、企業やその他の組織のマ ネジメントに必要な専門知識(戦略、組織、マー ケティング、ファイナンス、会計など)、思考力、 分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高 い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材 を養成する観点から適切に編成していること。
- (2)経営系各分野の人材養成の基盤となる科目、周辺 領域の知識や広い視野を涵養する科目、先端知識 を学ぶ科目等を適切に配置していること。

#### (移動・修正)

もに、文言を修正する。

2-2 理論と実務の架橋教育である点に留意した教育課程の | 他の専門職大学院基 編成・実施方針を立て、次に掲げる事項を踏まえた体系 | 準に合わせ、変更する。 的な編成になっていること。

(「専門職」第6条)

- (1)経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命で ある、企業やその他の組織のマネジメントに必要 な専門知識(戦略、組織、マーケティング、ファ イナンス、会計など)、思考力、分析力、コミュ ニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観と グローバルな視野をもった人材を養成する観点 から適切に編成されていること。
- (2)経営系各分野の人材養成の基盤となる科目、周辺 領域の知識や広い視野を涵養する科目、先端知識 を学ぶ科目等が適切に配置されていること。

他の専門職大学院基

準に合わせ、評価の視

点 2-1 から移動するとと

(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう 適切に配慮していること。

F群・L群

(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう 適切に配慮されていること。

F群・L群

2-3 社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ | 2-3 社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ 等に対応した教育課程の編成に配慮していること。

F群

A群

等に対応した教育課程の編成に配慮していること。

F群

2-4 授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色あ 2-4 固有の目的に即して、どのような特色ある科目を配置し 他の専門職大学院基 る科目を配置しているか。

ているか。

準に合わせ、変更する。

A群

## 項目5:単位の認定、課程の修了等

各経営系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮 した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するため の措置をとらなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたって は、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじ め明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、 授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容に合致す る名称を付すことが求められる。

## 項目6:単位の認定、課程の修了等

各経営系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮 | 変更する。 した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するため の措置をとらなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたって は、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじ め明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、 授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容に合致す る名称を付すことが求められる。

上記変更により、番号を

- 2-5 授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要 | 2-5 授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要 | 他の専門職大学院基 する学生の学習時間(教室外の準備学習・復習を含む。) 等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定してい ること。
- する学生の学習時間(教室外の準備学習・復習を含む。) 等を考慮して、適切な単位が設定されていること。 (「大学」第21条、第22条、第23条)

準に合わせ、変更する。

		1		
	(「大学」第 21 条、第 22 条、第 23 条) L 群		上群	
2-6	各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させる ため、学生が <u>1</u> 年間又は <u>1</u> 学期に履修登録できる単位数 の上限 <u>を</u> 設定 <u>し</u> ていること。 (「専門職」第 12 条)	2-6	各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させる ため、学生が年間又は各学期に履修登録できる単位数の 上限が設定されていること。 (「専門職」第12条)	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
2-7	学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位 <u>又は</u> 当該経営系専門職大学院入学前に修得した単位を、当該経営系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に <u>則し</u> て、当該専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。(「専門職」第13条、第14条)	2-7	学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や当該経営系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該経営系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に沿って、当該経営系専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われていること。(「専門職」第13条、第14条)	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
2-8	課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数 <u>を</u> 法令上の規定に <u>則し</u> て適切に設定 <u>し</u> ていること。 (「専門職」第2条第2項、第3条、第15条)	2-8	課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数 <u>が、</u> 法令上の規定に <u>沿っ</u> て適切に設定 <u>され</u> ていること。 (「専門職」第2条第2項、第3条、第15条)	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
2-9	課程の修了認定の基準・方法 <u>を</u> 学生に <u>対して明示し</u> ていること。 (「専門職」第10条第2項) <u></u> <u></u>	2-9	課程の修了認定の基準・方法 <u>が、</u> 学生に <u>周知され</u> ていること。 (「専門職」第10条第2項)	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。

2-10	在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に <u>則</u> <u>し</u> て設定 <u>し</u> ていること。また、その場合、固有の目的 に照らして十分な成果が得られるよう配慮 <u>し</u> ているこ と。 (「専門職」第 16 条)		在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に <u>沿って設定され</u> ていること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮 <u>がなされ</u> ていること。 (「専門職」第16条)	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
2-11	在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法 <u>を</u> 学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示 <u>し</u> ていること。また、明示 <u>し</u> た基準・方法 <u>を</u> 公正かつ厳格に運用 <u>し</u> ていること。		在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法 <u>が、</u> 学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示 <u>され</u> ていること。また、明示 <u>され</u> た基準・方法 <u>は、</u> 公正かつ厳格に運用 <u>され</u> ていること。	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
2-12	授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容に <u>ふさわしい</u> 名称 <u>を付し</u> ていること。 (「学位規則」第5条の2、第10条) F群・L群	2-12	授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容に 合致する適切な名称が付されていること。 (「学位規則」第5条の2、第10条) F群・L群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
(2)	教育方法	(2)	教育方法 <u>等</u>	他の専門職大学院基 準に合わせ、変更する。

項目	<u>6</u> :履修指導、学習相談	項	目 <u>7</u> :履修指導、学習相談	上記変更により、番号を
各経	営系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修	各組	Y 営系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修	変更する。
得知識	の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するととも	得知詞	識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するととも	
に、 <u>修</u>	<u>了後の学生のキャリアを見据え、</u> 学生の学習意欲を一	に、言	学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相	他の専門職大学院基
層促進	する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要であ	談を行	<b>亍うことが必要である。また、履修指導、学習相談にお</b>	準に合わせ、変更する。
る。ま	た、インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に	いてに	は、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に	
関する	仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行う	努める	ることが望ましい。	
ことが	<u>必要である。そのうえで、</u> 履修指導、学習相談におい	なね	お、インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に	
ては、	固有の目的に即した取 <u>り</u> 組みを実施し、特色の伸長に	関する	る仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行	
努める	ことが望ましい。	<u>うこ</u>	とが必要である。_	
2-13	学生に対する履修指導、学習相談 <u>を</u> 学生の多様性(学	2-13	学生に対する履修指導、学習相談が学生の多様性(学	他の専門職大学院基
3	習歴や実務経験の有無等)を踏まえて適切に行 <u>っ</u> てい		<u>修</u> 歴や実務経験の有無等)を踏まえて適切に行 <u>われ</u> て	準に合わせ、変更する。
	ること。		いること。	「学習」に変更する。
	F群		F群	
2-14	インターンシップ等を実施する場合、守秘義務等に関	2-14	インターンシップ等を実施する場合、守秘義務等に関	他の専門職大学院基
	する仕組み <u>を</u> 規程等で明文化 <u>し</u> 、かつ、適切な指導 <u>を</u>		する仕組み <u>が</u> 規程等で明文化 <u>され</u> 、かつ、適切な指導	準に合わせ、変更する。
	行 <u>っ</u> ていること。		<u>が</u> 行 <u>われ</u> ていること。	
	F群		F群	
2-15	固有の目的に即して、どのような特色ある取 <u>り</u> 組みを	2-15	固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを履	他の専門職大学院基
,	履修指導、学習相談において行っているか。		修指導、学習相談において行っているか。	準に合わせ、変更する。
	A群		A群	

### 項目7:授業の方法等

各経営系専門職大学院は、理論と実務の架橋を図る教育方 法を導入することが必要である。また、教育の効果を十分上 げるため、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件 を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。 さらに、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方 向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効 果的な授業方法を採用することが必要である。その際、グロ ーバルな視野をもつ人材養成を推進するための教育方法を導 入することや固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の 伸長に努めることが望ましい。

各経営系専門職大学院は、多様なメディアを利用して遠隔 授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合には、 その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としな ければならない。

2-16 1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数 は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件 を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数 となっていること。

(「専門職」第7条)

L群

2-17 実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演 │2-17 実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演 │他の専門職大学院基 習、グループ学習、ケーススタディ、ゲーム、シミュ レーション、フィールド・スタディ、インターンシップ

## 項目8:授業の方法等

各経営系専門職大学院は、教育の効果を十分上げるために、 理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、これを効果的に 実施することが必要である。そのためには、授業の方法、施しせ、変更する。 設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で 授業を実施しなければならない。また、事例研究、現地調査 又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の 授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用するこ とが必要である。その際、グローバルな視野をもつ人材養成 を推進するための教育方法を導入することや固有の目的に即 した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

なお、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又 は通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分 に期待できる授業科目をその対象としなければならない。

上記変更により、番号を 変更する。また、他の専 門職大学院基準に合わ

2-16 ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数 | 他の専門職大学院基 は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件 を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数 となっていること。

(「専門職」第7条)

L群

習、グループ学習、ケーススタディ、ゲーム、シミュ レーション、フィールド・スタディ、インターンシップ

準に合わせ、変更する。

準に合わせ、変更する。

等、適切な教育手法や授業形態 <u>を</u> 採用 <u>し</u> ていること。 (「専門職」第8条第1項) F群・L群	等、適切な教育手法や授業形態 <u>が</u> 採用 <u>され</u> ていること。 (「専門職」第8条第1項) F群・L群	
2-18 グローバルな視野をもった人材養成を推進するため に、どのような教育方法 <u>を</u> 導入 <u>し</u> ているか。 <u>A群</u>	2-18 グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育方法 <u>が</u> 導入 <u>され</u> ているか。 A群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
2-19 多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、 <u>これによって</u> 教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。 (「専門職」第8条第2項)	2-19 多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、 <u>そ</u> <u>の</u> 教育効果が十分に期待できる授業科目を <u>その</u> 対象としていること。 (「専門職」第8条第2項)  L群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
2-20 通信教育によって授業を行う場合は、 <u>これによって</u> 教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。 (「専門職」第9条)	2-20 通信教育によって授業を行う場合は、 <u>その</u> 教育効果が 十分に期待できる授業科目を <u>その</u> 対象としているこ と。 (「専門職」第9条)	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
2-21 固有の目的に即して、どのような特色ある取 <u>り</u> 組みを 授業方法に関して行っているか。 <u>A</u> 群	2-21 固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを授業方法に関して行っているか。 A群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
項目 <u>8</u> :授業計画、シラバス 各経営系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間 帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバス	項目 <u>9</u> :授業計画、シラバス 各経営系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間 帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバス	上記変更により、番号を 変更する。

には、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。 <u>さらに</u> 、シラバスの内容を変更 <u>する</u> 場合 <u>に</u> は、その旨を適切な方法で <u>学生に対して明示</u> する必要がある。	には、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。 <u>なお</u> 、シラバスの内容を変更 <u>した</u> 場合は、 <u>学生に</u> その旨を適切な方法で <u>周知</u> する必要がある。	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
2-22 授業時間帯や時間割等 <u>を</u> 学生の履修に配慮して設定 <u>し</u> ていること。 F群	2-22 授業時間帯や時間割等 <u>は、</u> 学生の履修に配慮して設定 <u>され</u> ていること。 F群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
2-23 毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等 <u>を</u> シラバス <u>に明示し</u> ていること。 (「専門職」第 10 条第 1 項) F群・L群	2-23 毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等 <u>が明示された</u> シラバス <u>が作成され</u> ていること。 (「専門職」第10条第1項)	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
2-24 授業 <u>を</u> シラバスに従って適切に実施 <u>し</u> ていること。また、シラバスの内容を変更した場合 <u>には</u> 、その旨が適切な方法で <u>学生に対して明示し</u> ていること。  「F群	2-24 授業 <u>は、</u> シラバスに従って適切に実施 <u>され</u> ていること。 また、シラバスの内容を変更した場合、 <u>学生に</u> その旨 が適切な方法で <u>周知され</u> ていること。 F群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
項目 <u>9</u> :成績評価 各経営系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を設定し、シラバス等を通じ	<b>項目 10: 成績評価</b> 各経営系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持す るため、成績評価の基準・方法を設定し、シラバス等を通じ	上記変更により、番号を 変更する。また、他の専 門職大学院基準に合わ
て学生にあらかじめ明示することが必要である。また、成績	て学生にあらかじめ明示することが必要である。また、 <u>実際</u>	せ、変更する。

評価に	は、 <u>学生に対して</u> 明示 <u>し</u> た基準・方法に基づいて公正か	<u>の</u> 成績	漬評価 <u>において</u> は、明示 <u>され</u> た基準・方法に基づいて公	
つ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成			つ厳格に実施することが求められる。さらに、学生から	
績評値	<b>西に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入するこ</b>	の成績	<b>漬評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入す</b>	
とが』	<b>必要である。</b>	るこ。	とが必要である。	
2-25	成績評価の基準・方法を策定し、学生に対して明示し	2-25	成績評価の基準・方法 <u>が</u> 策定 <u>され</u> 、学生に <u>周知され</u> て	他の専門職大学院基
	ていること。		いること。	準に合わせ、変更する。
	(「専門職」第10条第2項)		(「専門職」第10条第2項)	
	F群・L群		F群・L群	
2-26	学生に対して明示した基準・方法に基づいて、成績評	2-26	成績評価が明示された基準・方法に基づいて、公正か	他の専門職大学院基
	 価を公正かつ厳格に行っていること。		 つ厳格に行われていること。	準に合わせ、変更する。
	(「専門職」第10条第2項)		(「専門職」第10条第2項)	
	F群・L群		F群・L群	
	[X H1		[2 41 22 41]	
2-27	成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保する	2-27	成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保する	他の専門職大学院基
	ために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に		ために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に	準に合わせ、変更する。
	対応するなど、適切な仕組みを導入していること。		対応するなど、適切な仕組みが導入されていること。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	F群		F 群	
	Σ 41		[	
垣	 目 10:改善のための組織的な研修等	項	 目 11:改善のための組織的な研修等	上記変更により、番号を
	経営系専門職大学院は、授業の内容・方法の改善と教員		日 <u></u>	変更する。
	質向上を図るため、組織的な研修・研究を実施すること		質向上を図るため、組織的な研修・研究を実施すること	~ ~ / · ~ 0
	が必要である。特に、経営系専門職大学院の教育水準の維持・		要である。特に、経営系専門職大学院の教育水準の維持・	
1印上、	教員の教育上の指導能力の向上を図るために、研究者	印工、	教員の教育上の指導能力の向上を図るために、研究者	

教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。また、教育方法の改善について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。 授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るためには、

授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るためには、 学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表する ことが必要である。さらに、その結果を教育の改善につなげ る仕組みを整備し、こうした仕組みが大学院内の関係者間で 適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必 要である。 教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。また、教育方法の改善について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るためには、 学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表する ことが必要である。さらに、その結果を教育の改善につなげ る仕組みを整備し、こうした仕組みが大学院内の関係者間で 適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必 要である。 他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。

2-28 授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るために、組織的な研修・研究を実施していること。

(「専門職」第11条)

F群・L群

λάπ τ λά

2-29 教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の 実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力 の向上に努めていること。

F群

2-30 学生による授業評価<u>を</u>組織的に実施<u>し</u>、その結果<u>を</u>公 表<u>し</u>ていること。また、授業評価の結果を教育の改善 につなげる仕組み<u>を</u>整備<u>し</u>ていること。さらに、こう した仕組みが、当該経営系専門職大学院内の関係者間 で適切に共有され、教育の改善に有効に機能している

2-28 授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るため に、組織的な研修・研究を実施<u>す</u>ること。

(「専門職」第11条)

2-29 教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の 実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力

の向上に努めること。

2-30 学生による授業評価<u>が</u>組織的に実施<u>され</u>、その結果<u>が</u> 公表<u>され</u>ていること。また、授業評価の結果を教育の 改善につなげる仕組み<u>が</u>整備<u>され</u>ていること。さらに、こうした仕組みが、当該経営系専門職大学院内の関係 者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能して

他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。

他の専門職大学院基 準に合わせ、変更する。

F群·L群

F群

こと。	いること。	
F群	F群	
2-31 固有の目的に即して、どのような特色ある取 <u>り</u> 組みを教育方法の改善において行っているか。 A群	2-31 固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを 教育方法の改善において行っているか。 A群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
(3)成果	(3)成果 <u>等</u>	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
項目 11: 教育成果の評価の活用     各経営系専門職大学院は、学位の授与状況、修了者の進路 状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育成果を評価し、そ の結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。	項目 12:修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用 各経営系専門職大学院は、修了者の進路等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表することが必要である。また、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育効果を適切に評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。	上記変更により、番号を 変更する。 他の専門職大学院基 準に合わせ、変更する。
<u>(</u> 移動・統合)	2-32 修了者の進路状況等を把握し、この情報が学内や社会 に対して公表されていること。(「学教法施規」第 172 条の2) F群・L群	他の専門職大学院基準に合わせ、評価の視点8-8へ移動・統合する。
2-32 学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有 の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内	2-33 学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ <u>ながら</u> 、 固有の目的に即して教育 <u>効</u> 果を <u>適切に</u> 評価し、その結	他の専門職大学院基 準に合わせ、変更する。

	T .	
容・方法の改善に活用していること。	果を教育内容・方法の改善に活用していること。	
F群	F群	
3 教員・教員組織	3 教員・教員組織	
項目 <u>12</u> :専任教員数、構成等	項目 <u>13</u> : 専任教員数、構成等	上記変更により、番号を
各経営系専門職大学院は、基本的な使命(mission)、固有	各経営系専門職大学院は、基本的な使命(mission)、固有	変更する。
の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制	の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制	
しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員	しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員	
としての能力等についての関連法令を遵守しなければならな	としての能力等についての関連法令を遵守しなければならな	
い。また、理論と実務の架橋教育である点に留意して、適切	い。また、理論と実務の架橋教育である点に留意して、 <u>教員</u>	他の専門職大学院基
に教員を配置することが必要であ <u>り、教員構成にも配慮する</u>	の構成にも配慮し、適切に教員を配置することが必要である。	準に合わせ、変更する。
3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守しているこ	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守しているこ	
٤.	٤.	
(「告示第 53 号」第 1 条第 1 項)	(「告示第 53 号」第 1 条第 1 項)	
F群·L群	F群·L群	
	T 41 2 41	
3-2 専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われて	3-2 専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われて	他の専門職大学院基
いること。	いること。	準に合わせ、変更する。
(「専門職」第5条第2項、「告示第53号」第1条第5項。)	(「告示第53号」第1条第5項。なお、2013(平成25)	また、当該法令の期間
し群	年度まで、専門職大学院設置基準附則2が適用される。)	が経過したため修正す
1 4+	<u> </u>	る。
	L 4+	<u>ه</u> و

3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則とし て教授で構成されていること。

(「告示第53号」第1条第6項)

L群

- する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えて いること。
  - 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有 する者
  - 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
  - 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有 する者

(「専門職」第5条)

F群・L群

3-5 専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有 | 3-5 専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有 し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。 (「告示第53号」第2条第1項)

L群

実務の架橋教育にある点に留意しながら、経営系専門職 大学院の果たすべき基本的な使命の実現に適したもので あること。

F群

3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則とし て教授で構成されていること。

(「告示第53号」第1条第6項)

L群

準に合わせ、変更する。

- 3-4 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当 | 3-4 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当 | 他の専門職大学院基 する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。
  - 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有 する者
  - 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
  - 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有 する者

(「専門職」第5条)

F群・L群

し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。 (「告示第53号」第2条第1項)

L群

3-6 専任教員の編制は、経営系専門職大学院の教育が理論と | 3-6 専任教員の編制は、経営系専門職大学院の教育が理論と 実務の架橋教育にある点に留意しながら、経営系専門職 大学院の果たすべき基本的な使命の実現に適したもので あること。

F群

3-7 専任教員<u>に占める</u>実務家教員の割合は、経営系各分野 で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上である こと。

(「告示第53号」第2条第1項、第2項)

L群

3-8 経営系各分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に適切に配置していること。

F群

3-9 経営系各分野において理論性を重視する科目、実践性を 重視する科目にそれぞれ適切な教員<u>を</u>配置<u>し</u>ているこ と。

F群

3-10 教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。

F群

3-11 教育上主要と認められる授業科目を兼担・兼任教員が 担当する場合、その教員配置は、適切な基準・手続に よって行われていること。

F群

3-12 専任教員<u>構成で</u>は、年齢のバランス<u>に配慮</u>していること。

3-7 専任教員<u>のうち</u>実務家教員の割合は、経営系各分野で 必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であるこ と。

(「告示第53号」第2条第1項、第2項)

L群

3-8 経営系各分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に適切に配置されていること。

他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。

他の専門職大学院基

準に合わせ、変更する。

F群

3-9 経営系各分野において理論性を重視する科目、実践性を 重視する科目にそれぞれ適切な教員<u>が配置され</u>ているこ と。

他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。

F群

3-10 教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されていること。

他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。

F群

3-11 教育上主要と認められる授業科目を兼担・兼任教員が 担当する場合、その教員配置は、適切な基準・手続に よって行われていること。

F群

3-12 専任教員は、年齢のバランス<u>を考慮</u>して<u>適切に構成さ</u> れていること。

(「大学院」第8条第5項)  3-13 教員は、職業経歴、国際経験、性別等は 慮して適切に構成されていること。  3-14 固有の目的に即して、教員組織の編制は 色があるか。	F群	(「大学院」第8条第5項)  L群  教員は、職業経歴、国際経験、性別等のバランスを考慮して適切に構成されていること。  F群  固有の目的に即して、教員組織の編制にどのような特色があるか。  A群	
項目 13: 教員の募集・任免・昇格 各経営系専門職大学院は、将来にわたり教 持するために十分な教育研究能力や専門的知 た教員を任用するため、教員組織編制のため 透明性のある手続を定め、その公正な運用に 要である。	育研究活動を維 各	[目 14: 教員の募集・任免・昇格 経営系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維 るために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備え 負を任用するため、教員組織編制のための基本的方針や 性のある手続を定め、その公正な運用に努めることが必 ある。	上記変更により、番号を変更する。
3-15 教授、准教授、講師、助教や客員教員、 等の教員組織編制のための基本的方針を それに基づいた教員組織編制がなされて	全有しており、	5 教授、准教授、講師、助教や客員教員、任期付き教員等の教員組織編制のための基本的方針を有しており、 それに基づいた教員組織編制がなされていること。 F群	
3-16 教員の募集・任免・昇格について、適ち 手続に関する規程 <u>を</u> 定め、運用 <u>し</u> ており	_ , ,	が、教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、 手続に関する規程 <u>が</u> 定め <u>られ</u> 、運用 <u>され</u> ており、特に、	他の専門職大学院基 準に合わせ、変更する。

上の指導能力の評価が行われていること。	教育上の指導能力の評価が行われていること。	
F群	F群	
項目 <u>14</u> :教育研究活動等の評価	項目 <u>15</u> : <u>専任教員の教育研究環境の整備、</u> 教育研究活動	上記変更により、番号を
	等の評価	変更する。
各経営系専門職大学院は、専任教員の教育活動、研究活動	各経営系専門職大学院は、 <u>専任教員の学問的創造性を伸長</u>	他の専門職大学院基
の有効性、組織内運営への貢献及び社会への貢献等について	し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整える	準に合わせ、変更する。
検証し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要	とともに、専任教員の教育活動、研究活動の有効性、社会へ	
である。	の貢献及び組織内運営への貢献等について検証し、専任教員	
(移動)	   3-17 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配	他の専門職大学院基
_\ <b>\\\93</b> \\\/\_		準に合わせ、評価の視
	慮したものとなっていること。	
	<u>F群</u>	点 6-10 へ移動する。
	3-18 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されるとと	他の専門職大学院基
	もに、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境が用	準に合わせ、評価の視
	意されていること。	点 6-11 へ移動する。
	F群	
	3-19 専任教員の教育研究活動に必要な機会(例えば、研究	他の専門職大学院基
	専念期間制度) が保証されていること。	準に合わせ、評価の視
	F群	点 6-12 へ移動する。

	0.00	+ 12 41 D = 41 + 12 41 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	11 - + 111-11 1 1/2 11-14
3-17 専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献	_	専任教員の教育活動について、適切に評価する仕組み	他の専門職大学院基
<u>及び社会への貢献等</u> について、適切に評価する仕組みを		が整備 <u>され</u> ていること。	準に合わせ、変更する。
整備 <u>し</u> ていること。 		F群	
F群			
<u>(移動・統合)</u>	3-21	専任教員の研究活動について、適切に評価する仕組み	他の専門職大学院基
		が整備されていること。	準に合わせ、評価の視
		F群	点 3-17 へ移動・統合す
			る。
_(移動・統合)_	3-22	専任教員の社会への貢献及び組織内運営等への貢献に	他の専門職大学院基
		ついて、適切に評価する仕組みが整備されていること。	準に合わせ、評価の視
		F群	点 3-17 へ移動・統合す
			る。
3-18 専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献	3-23	専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献及び組	他の専門職大学院基
及び <u>社会への貢献等</u> を推奨するために、どのような特		織内運営等への貢献を推奨するために、どのような特	準に合わせ、変更する。
色ある取 <u>り</u> 組みがあるか。		色ある取組みがあるか。	
A群		A群	
4 学生の受け入れ	4	学生の受け入れ	
項目 <u>15</u> : 学生の受け入れ方針、 <u>入学者選抜の実施体制及</u>	項目	目 <u>16</u> :学生の受け入れ方針、定員管理	上記変更により、番号を
び定員管理			変更する。また、他の専
各経営系専門職大学院は、基本的な使命(mission)、固有	各経営	営系専門職大学院は、基本的な使命 (mission)、固有の	門職大学院基準に合わ
の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針(アドミ	目的の	)実現のために、明確な学生の受け入れ方針(アドミッ	せ、項目17から移動・統
ッション・ポリシー)を設定し、その方針に基づき、適切な	ション	<ul><li>・ポリシー)を設定し、その方針に基づき、適切な選</li></ul>	合する。

選抜方法・手続等を設定するとともに、事前にこれらを公表することが必要である。また、入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。さらに、障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制を整備することが必要である。  各経営系専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。また、固有の目的を実現するため、受け入れる学生の対象を設定し、そうした学生を受け入れるための特色ある取り組みを実施することが望ましい。	抜方法・手続等を設定するとともに、事前にこれらを公表することが必要である。また、各経営系専門職大学院 <u>の</u> 教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。 <u>さらに、</u> 固有の目的を実現するため、受け入れる学生の対象を設定し、そうした学生を受け入れるための特色ある取組みを実施することが望ましい。	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
4-1 明確な学生の受け入れ方針 <u>を</u> 設定 <u>し</u> 、かつ <u>、</u> 公表 <u>し</u> ていること。 (「学教法施規」第172条の2) F群・L群	4-1 明確な学生の受け入れ方針 <u>が</u> 設定 <u>され</u> 、かつ公表 <u>され</u> ていること。 (「学教法施規」第172条の2) F群・L群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
<u>4</u> -2 学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・ 手続 <u>を</u> 設定 <u>し</u> ていること。 F群	4-2 学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・ 手続 <u>が</u> 設定 <u>され</u> ていること。 F群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
4-3 選抜方法・手続 <u>を</u> 事前に入学志願者をはじめ広く社会に 公表 <u>し</u> ていること。 F群	4-3 選抜方法・手続 <u>が</u> 事前に入学志願者をはじめ広く社会に 公表 <u>され</u> ていること。 F群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。

		1		
4-4	入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基	4-4	入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基	
	準・方法に適った学生を的確かつ客観的な評価によって		準・方法に適った学生を的確かつ客観的な評価によって	
	受け入れていること。		受け入れていること。	
	F群		F群	
4-5	入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に		_(移動)_	他の専門職大学院基
	実施していること。_			準に合わせ、評価の視
	F群			点4-7から移動する。
4-6	障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや		(新設)	他の専門職大学院基
	体制等を整備していること。			準に合わせ、新設する。
	F群			
4-7	入学定員に対する入学者数、学生収容定員に対する在籍	4-5	入学定員に対する入学者数、学生収容定員に対する在籍	他の専門職大学院基
- <u>-</u>	学生数を適正に管理していること。	_ <u> </u>	学生数が適正に管理されていること。	準に合わせ、変更する。
	(「大学院」第 10 条第 3 項)		(「大学院」第 10 条第 3 項)	1110000人人人)30
	F群・L群		F群·L群	
	<u> </u>		T AT D AT	
4-8	受け入れ学生の対象は、固有の目的に即して、どのよう	4-6	受け入れ学生の対象は、固有の目的に即して、どのよう	他の専門職大学院基
	に設定されているか。また、そうした学生を受け入れる		に設定されているか。また、そうした学生を受け入れる	準に合わせ、変更する。
	ために、どのような特色ある取り組みを行っているか。		ために、どのような特色ある取組みを行っているか。	
			A群	
	_(移動・統合)_	項	目 17:入学者選抜の実施体制・検証方法	他の専門職大学院基
			経営系専門職大学院は、入学者選抜について責任ある実	準に合わせ、項目15へ
		施体	制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。	移動・統合する。
		また	、学生の受け入れのあり方を検証するための組織体制・	
L				

	仕組みを設け、継続的に検証することが望ましい。さらに、 固有の目的に基づき、特色を伸長するため、入学者選抜の実 施体制等について特色ある取組みを行うことが望ましい。	
<u>(移動)</u>	4-7 入学者選抜が責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に 実施されていること。 <u>F</u> 群	他の専門職大学院基 準に合わせ、評価の視 点4-5へ移動する。
<u>(削除)</u>	4-8 学生の受け入れ方針、対象及び選抜基準・方法等、学生 の受け入れのあり方を検証するために、どのような組織 体制・仕組みを設け、継続的に検証しているか。 F群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
<u>(削除)</u>	4-9 固有の目的に即して、入学者選抜の実施体制等に関して どのような特色ある取組みを行っているか。 A群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
5 学生支援	5 学生支援	
項目 <u>16</u> :学生支援	項目 <u>18</u> :学生支援	上記変更により、番号を
各経営系専門職大学院は、 <u>大学全体の支援体制等により、</u>	各経営系専門職大学院は、学生生活及び修了後のキャリア	変更する。また、他の専
学生が学習に専念できるよう、学生生活及び修了後のキャリ	形成、進路選択等に関する相談・支援体制を適切に整備する	門職大学院基準に合わ
ア形成、進路選択等に関する相談・支援体制を適切に整備するようによります。	とともに、こうした体制を学生に十分周知し、効果的に支援	せ、変更する。
るとともに、こうした体制を学生に十分周知 <u>を図り</u> 、効果的	を行うことが必要である。また、学生が学習に専念できるよ	
に支援を行うことが必要である。また、各種ハラスメントに 関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済的支援	<u>う、</u> 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を適切に整	

に関する相談・支援体制を適切に整備し、学生に周知を図る	備し、学生に周知 <u>す</u> ることが必要である。さらに、障がいの	
ことが必要である。さらに、障がいのある者、留学生、社会	ある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制、	
人学生等を受け入れるための支援体制、学生の自主的な活動	学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織に対する支援体制	
や修了生の同窓会組織に対する支援体制を整備し、支援する	を整備し、支援することが望ましい。 <u>くわえて</u> 、学生支援に	
ことが望ましい。加えて、学生支援について、固有の目的に	ついて、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に	
即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望まし	努めることが望ましい。	
V'o		
5-1 学生生活に関する相談・支援体制 <u>を</u> 整備 <u>し</u> 、効果的に支	5-1 学生生活に関する相談・支援体制 <u>が適切に</u> 整備 <u>され</u> 、効	他の専門職大学院基
援 <u>を</u> 行 <u>っ</u> ていること。	果的に支援 <u>が</u> 行 <u>われ</u> ていること。	準に合わせ、変更する。
F群	F群	
5-2 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制 <u>を</u> 整備 <u>し</u> 、	5-2 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制 <u>が適切に</u>	他の専門職大学院基
学生に <u>対してこれらに関する</u> 周知 <u>を図っ</u> ていること。	整備 <u>され</u> 、 <u>それが</u> 学生に周知 <u>され</u> ていること。	準に合わせ、変更する。
F群	F群	
5-3 奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援	5-3 奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援	他の専門職大学院基
体制 <u>を</u> 整備 <u>し</u> ていること。	体制 <u>が適切に</u> 整備 <u>され</u> ていること。	準に合わせ、変更する。
F群	F群	
5-4 障がいのある者を受け入れるための支援体制を整備し、	_(移動・修正)_	他の専門職大学院基
支援を行っているか。		準に合わせ、評価の視
<u>F群</u>		点 5-5 から移動する。 更
		に、障がいのある者と留
5-5 留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制を整備	<u>(移動・修正)</u>	学生・社会人学生で評
し、支援を行っているか。		価の視点を区別する。な

				<u> </u>
	<u>A群</u>			お、この変更により、以下
				の評価の視点の番号を
				繰り下げる。
5- <u>6</u>	学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等	5-4	学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等	他の専門職大学院基
	に関わる相談・支援体制 <u>を</u> 整備 <u>し</u> 、効果的に支援 <u>を</u> 行 <u>っ</u>		に関わる相談・支援体制 <u>が適切に</u> 整備 <u>され</u> 、効果的に支	準に合わせ、変更する。
	ているか。		援 <u>が</u> 行 <u>われ</u> ているか。	
	A群		A群	
	<u>(移動・修正)</u>	5-5	障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるた	他の専門職大学院基
			めの支援体制が適切に整備され、支援が行われているか。	準に合わせ、評価の視
			A群	点 5-4 へ移動とともに、
				文言を修正する。
5- <u>7</u>	学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織に対して、ど	5-6	学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織に対して、ど	
	のような支援体制を整備し、支援を行っているか。		のような支援体制を整備し、支援を行っているか。	
	A群		A群	
5-8	固有の目的に即して、学生支援としてどのような特色あ	5-7	固有の目的に即して、学生支援としてどのような特色あ	他の専門職大学院基
-	る取り組みを行っているか。		る取組みを行っているか。	準に合わせ、変更する。
	A群		A群	
6	教育研究等環境	6	教育研究環境	他の専門職大学院基
	— · ·			準に合わせ、変更する。
項	i目 <u>17</u> :施設・設備、人的支援体制の整備	項	i目 <u>19</u> :施設・設備、人的支援体制の整備	上記変更により、番号を
各	経営系専門職大学院は、 <u>大学全体の施設・設備も含め、</u>	各	経営系専門職大学院は、 <u>そ</u> の規模等に応じ <u>て</u> 施設・設備	変更する。また、他の専
	専門職大学院の規模等に応じた施設・設備を整備すると		一 切に整備するとともに、障がいのある者に配慮すること	門職大学院基準に合わ
	に、障がいのある者に配慮することが重要である。また、		要である。また、学生の効果的な自学自習、相互交流を	せ、変更する。
	<u></u> ,			<u> </u>

学生の効果的な <u>学習や</u> 相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備、人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。		促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な 補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的 に即した施設・設備、人的支援体制を設け、特色の伸長に努 めることが望ましい。		
6-1	講義室、演習室その他の施設・設備 <u>を</u> 経営系専門職大学 院の規模及び教育形態に応じ、整備 <u>し</u> ていること。 (「専門職」第 17 条) <u>F群・L群</u>	6-1	講義室、演習室その他の施設・設備 <u>が、</u> 経営系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、 <u>適切に</u> 整備 <u>され</u> ていること。 (「専門職」第17条)	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
6-2	学生が自主的に学習できる自習室 <u>や</u> 学生相互の交流のためのラウンジ等の環境 <u>を</u> 整備 <u>し</u> 、効果的に利用されていること。	6-2	学生が自主的に学習できる自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等の環境が十分に整備され、効果的に利用されていること。  「F群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
6-3	障がいのある者のため <u>の</u> 施設・設備 <u>を</u> 整備 <u>し</u> ていること。 F群	6-3	障がいのある者の <u>ために、適切な</u> 施設・設備 <u>が</u> 整備 <u>され</u> ていること。 <u>F</u> 群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
6-4	学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャー <u>を</u> 整備 <u>し</u> ていること。  「F群	6-4	学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャー <u>が適切に</u> 整備 <u>され</u> ていること F群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
6-5	教育研究に資する人的な支援体制 <u>を</u> 整備 <u>し</u> ていること。 <u></u> F群	6-5	教育研究に資する人的な支援体制 <u>が適切に</u> 整備 <u>され</u> て いること	他の専門職大学院基 準に合わせ、変更する。

6-6 固有の目的に即して、どのような特色ある施設・設備、 人的支援体制を設けているか。 <u>A</u> 群	F群 6-6 固有の目的に即して、どのような特色ある施設・設備、 人的支援体制を設けているか。 A群	
項目 18: 図書資料等の整備 各経営系専門職大学院は、図書館(図書室)に学生の学習、 教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む 各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館(図 書室)の利用規程や開館時間を学生の学習及び教員の教育研 究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図 書資料等の整備について、固有の目的に即した取り組みを実 施し、特色の伸長に努めることが望ましい。	項目 20: 図書資料等の整備 各経営系専門職大学院は、図書館(図書室)に学生の学習、 教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む 各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館(図 書室)の利用規程や開館時間は、学生の学習、教員の教育研 究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図 書資料等の整備について、固有の目的に即した取組みを実施 し、特色の伸長に努めることが望ましい。	上記変更により、番号を変更する。 他の専門職大学院基 準に合わせ、変更する。
6-7 図書館(図書室)には、経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備していること。	6-7 図書館 (図書室) には経営系専門職大学院の学生の学習、 教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を 含む各種資料 <u>が</u> 計画的・体系的に整備 <u>され</u> ていること。 F群	他の専門職大学院基準に合わせ、変更する。
6-8 図書館(図書室)の利用規程や開館時間は、経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。  [F群	6-8 図書館(図書室)の利用規程や開館時間は、経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。  「F群	

6-9 固有の目的に即して、図書資料等の整備にどのような特 色ある取 <u>り</u> 組みを行っているか。 A群	色ある取組みを行っているか。 A群	準に合わせ、変更する。
項目 19: 専任教員の教育研究環境の整備 各経営系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長 し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整備す ることが必要である。	<u>(移動・修正)</u>	他の専門職大学院基準に合わせ、項目 15 から移動するとともに、文言を修正する。
6-10 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配 慮したものとなっていること。 F群	_ <u>(移動)</u> _	他の専門職大学院基 準に合わせ、評価の視 点 3-17 から移動する。
6-11 専任教員に対する個人研究費を適切に配分するととも に、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意 していること。 <u>F群</u>	<u>(移動・修正)</u>	他の専門職大学院基準に合わせ、評価の視点3-18から移動するとともに、文言を修正する。
6-12 専任教員の教育研究活動に必要な機会(例えば、研究 専念期間制度)を保証していること。 <u>F</u> 群	<u>(移動・修正)</u>	他の専門職大学院基 準に合わせ、評価の視 点 3-19から移動するとと もに、文言を修正する。

7 管理運営	7 管理運営	
項目 20: 管理運営体制の整備、関係組織等との連携 各経営系専門職大学院は、学問研究の自律性の観点から、 管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法 令に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要で ある。また、専任教員組織の長の任免等については、適切な 基準を設け、適切に運用することが必要である。さらに、企 業、その他外部機関との協定、契約等の決定・承認や資金の 授受・管理等を適切に行う必要がある。 経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置され ている場合、固有の目的の実現のため、それらの組織と適切	項目 21:管理運営体制の整備、関係組織等との連携 各経営系専門職大学院は、学問研究の自律性の観点から、 管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法 令に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要で ある。また、専任教員組織の長の任免等については、適切な 基準を設け、適切に運用することが必要である。さらに、企 業、その他外部機関との協定、契約等の決定・承認や資金の 授受・管理等を適切に行う必要がある。 なお、経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設 置されている場合、固有の目的の実現のため、それらの組織	上記変更により、番号を 変更する。 他の専門職大学院基 準に合わせ、変更する。
な連携・役割分担を行うことが望ましい。 7-1 管理運営を行う固有の組織体制を整備していること。	と適切な連携・役割分担を行うことが望ましい。 7-1 管理運営を行う固有の組織体制を整備していること。	午に口むに、久又りる。
下群	7-2 管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定 し、それを適切に運用していること。	
7-3 経営系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用していること。  F 群	に運用していること。	

7-4 企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等が適切に行われていること。  F群	7-4 企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等が適切に行われていること。  F群	
7-5 経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。 A群	7-5 経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。	
項目 21: 事務組織 各経営系専門職大学院は、基本的な使命 (mission)、固有 の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これ を適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実 現をさらに支援するため、事務組織の運営に関して特色ある 取り組みを行うことが望ましい。	項目 22: 事務組織 各経営系専門職大学院は、基本的な使命 (mission)、固有 の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これ を適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実 現をさらに支援するため、事務組織の運営に関して特色ある 取組みを行うことが望ましい。	上記変更により、番号を 変更する。 他の専門職大学院基 準に合わせ、変更する。
7-6 適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。 (「大学院」第35条)  F群・L群  7-7 事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切	7-6 適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。 (「大学院」第35条)  F群・L群	

に運営されていること。	に運営されていること。	
F群	F群	
7-8 事務組織の運営には、固有の目的に即して、どのような	7-8 事務組織の運営には、固有の目的に即して、どのような	
特色があるか。	特色があるか。	
A群	A群	
8 点検・評価、情報公開	8 点検・評価、情報公開	
項目 <u>22</u> :自己点検・評価	項目 <u>23</u> :自己点検・評価	上記変更により、番号を
各経営系専門職大学院は、基本的な使命(mission)、固有	各経営系専門職大学院は、基本的な使命(mission)、固有	変更する。
の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act (PDCA) サイクル	の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act (PDCA) サイクル	
等の仕組みを整備し、その教育研究活動等を不断に点検・評	等の仕組みを整備し、その教育研究活動等を不断に点検・評	
価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要	   価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要	
である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際	   である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際	
に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要であ	   に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要であ	
る。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門	る。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門	
職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるとともに、	職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるとともに、	
固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努める	固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努める	他の専門職大学院基
ことが望ましい。	ことが望ましい。	準に合わせ、変更する。
	ことが至まして。	午に日初に、久久りる。
8-1 自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教	8-1 自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、適	他の専門職大学院基
ー 育研究活動等に関する評価項目・方法に基づいた自己点	- 切な評価項目・方法に基づいた自己点検・評価を組織的	準に合わせ、変更する。
検・評価を組織的かつ継続的な取り組みとして実施して	ーニー かつ継続的な取組みとして実施していること。	
いること。	(「学教法」第 109 条第 1 項)	
(「学教法」第 109 条第 1 項、「学教法施規」第 158 条、第	F群·L群	
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	- H1 2 H1	

166	条)
-----	----

F群・L群

8-2 自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院 | 8-2 自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院 の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組み を整備していること。

8-3 認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応している こと。

F群

F群

8-4 自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように 8-4 自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように 経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結び つけているか。

A群

8-5 固有の目的に即して、自己点検・評価の仕組み・組織体 制、実施方法等にどのような特色があるか。

A群

の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組み を整備していること。

F群

8-3 認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応している こと。

F群

経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結び つけているか。

A群

8-5 固有の目的に即して、自己点検・評価の仕組み・組織体 制、実施方法等にどのような特色があるか。

A群

## 項目 23:情報公開

各経営系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社 会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を 行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報 公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、 情報公開について、固有の目的に即した取り組みを実施し、

#### 項目 24:情報公開

各経営系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社 変更する。 会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を 行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報 公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、 情報公開について、固有の目的に即した取組みを実施し、特しの専門職大学院基

上記変更により、番号を

特色	の伸長に努めることが望ましい。	色の	伸長に努めることが望ましい。	準に合わせ、変更する。
8-6	自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。 (「学教法」第109条第1項) F群・L群	8-6	自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。 (「学教法」第109条第1項) F群・L群	
8-7	認証評価の結果を学内外に広く公表していること。 F群		_(新設)_	他の専門職大学院基準に合わせ、新設する。
8- <u>8</u>	経営系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。(「学教法施規」第172条の2)  [F群・L群	8- <u>7</u>	経営系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。(「学教法施規」第172条の2)  [F群・L群	
	<ul><li>(1)教育研究上の目的に関すること。</li><li>(2)教育研究上の基本組織に関すること。</li></ul>	1-4	ホームページや大学案内等を通じ、固有の目的を社会一般に広く明らかにすること。(「学教法施規」第 172 条の2)	他の専門職大学院基準に合わせ、評価の視点 1-4 及び 2-32 から移
	(3)教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び 業績に関すること。	2-32	F群・L群 を 修了者の進路状況等を把握し、この情報が学内や社会 に対して公表されていること。(「学教法施規」第 172	動・統合する。さらに、情報公開の対象範囲について、「学校教育法」第172条の2第1項第1号
	(4) 学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び 在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関す ること。		<u> </u>	772 来の2 第1 項 第1 ち 乃至第9号の内容を記 載する。

(5)授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業 の計画に関すること。		
(6)学修成果に係る評価及び修了認定に当たっての基 準に関すること。		
(7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育 研究環境に関すること。		
(8)授業料、入学料その他の徴収する費用に関すること。		
(9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。 F群・L群		
8-9 固有の目的に即して、どのような特色ある情報公開を行っているか。 A群	8- <u>8</u> 固有の目的に即して、どのような特色ある情報公開を行っているか。 A群	上記変更により、番号を変更する。